

【タイトル】 グローバル企業の果たすべき社会的責任 –納税マインドによる真のグローバル企業への昇華–

【名 前】 金川聖也

【本 文】

1.序論 –真のグローバル企業とは何か–

我々は普段からグローバル企業という言葉は何の気なしに使っているが、果たしてグローバル企業とは何者であろうか。IBMのCEOを勤めたパルミサーノによれば、グローバル企業とは経営資源の世界的な最適化を行っている企業と定義される(1. また、産業能率大学の小々馬敦教授によれば、「経営基幹システムや人事制度が世界的に統一されたネットワーク型組織の形をとり、世界のどこからでもイノベーションを創造できる協働体制を多国籍の専門家の集まりが支える」のがグローバル企業であるという(2. さらに詳細な定義としては、ラグマンらによる、世界を「北米地域」「欧州地域」「アジア太平洋地域」の三極に分け、「本社のある地域からの売り上げが全体の半分以下」かつ「ほかの2地域からの売り上げがそれぞれ2割以上」となっている企業を本当のグローバル企業とするものがある(3. これらの定義の共通項を考えると、グローバル企業は国境にとらわれないボーダーレスな経済活動を全世界規模で展開しているという特徴を備えているとすることができるだろう。彼らにとっては従業員の国籍や本社の所在地に大した意味はなく、ただ最適な場所に最適な経営資源を投入するのみなのである。

次に、世界の公開企業を総収入によってランク付けたフォーチュン・グローバル500や、同じく時価総額によってランク付けたフィナンシャル・タイムズ・グローバル500を見ると、ここから読み取れるグローバル企業の特徴としては、経済的規模の大きさが挙げられるだろう。全世界的に経済活動を行い収益を得るためには莫大な経営資源が必要であることを考えると、こうした特徴が見られるのは必然と言える。さらに、上記に加えて、「国やマーケットの違いを超えて、世界中の人間に共通するニーズに対して商品やサービスを提供することで一気にビジネスを展開するという特徴を持っていること」をグローバル企業の特徴とする意見もある(4.

このように、グローバル企業とは、「巨大な経済的規模」と「全世界的な経済活動」、また「世界共通のニーズを捉えたビジネス展開」を特徴として備えた企業であると一般的には理解されると言って差し支えないだろう。そしてこのような企業群を経営資源の有効活用、投資価値、財務状況など9つからなる基準により点数化しランキング付けしたものが、フォーチュン誌とヘイグループが共同で公開している『世界で最も賞賛される企業』である。このランキングでは例年アップル、グーグル、アマゾン、スターバックス、そして日本からはトヨタ自動車など、確かにグローバル企業の代名詞とも思われる企業が上位を占めている。したがって、真偽はともかく、少なくとも一般的には、これらの企業こそが真のグローバル企業であると捉えられていると考えられる。

ところで、上記の特徴以外で、これらグローバル企業の多くに共通している特徴がある。

それは法人税負担の軽さである。ここでいう法人税とは、国家等が定める法定税率のことではなく、利益に対する法人税支払額の割合を示す実効税負担率のことであるが、グローバルに活動している企業ほどこの割合が小さいという傾向が見られるのである。本来であれば法定税率と実効税負担率が大きく乖離する、つまり会計上の利益と税制上の課税所得に大きな乖離が生じることは考えにくく、軽減税率の適用対象となっている一部中小企業などを除いて、企業は法定税率付近の割合で税金を納めるはずである。しかし現実を見ると、大多数の企業に比べて莫大な利益を上げるグローバル企業ほど租税逃れを図り、不当に税負担を軽減しているケースが多く見られる。実際、アップルやグーグルなどの租税回避問題については本社の所在地である米国政府のみならず、その他の先進国やOECDまでもが深刻な問題であると捉えており、こうしたグローバル企業への課税は今や全世界の関心事といっても過言ではなくなっているのである。このように、たとえ違法ではないにせよ、社会通念上とても適切とは考えられないアグレッシブな税務コスト削減により租税を回避して、短期的な自社利益を追求し、求められる国家社会への貢献義務を放棄する企業を、我々は果たして真のグローバル企業と言ってよいのであろうか。

確かに現在の企業においては、株価や企業価値の最大化を至上目的とし、ステークホルダーの中でも投資家を相当に重視するという向きがある。日本でもコーポレートガバナンスコードやスチュワードシップコードが導入され、「物言う株主」が増加してきたことは、このような潮流を示す端的な事例であろう。であれば、企業が税金をコストと捉え、節税策を駆使してその削減を図ることは、一見当然であるかのように見える。しかしこれは後述のとおり、法人概念に関する理論的観点からは大変に問題のある行為であり、何より社会貢献を行うべき主体として、その役割を放棄することに他ならない。いかなる潮流の中にあっても、企業には、当該企業が経済活動を行う国家社会への適正な額の納税を通じた貢献が求められるのである。

また、グローバル化が進む現代社会において、国家という枠組みを超えて活動するグローバル企業こそが最先端を行く主体なのであって、現在の国家国民という枠組みが時代遅れであるのだから、グローバル企業がどこにも税金を納めなくても何ら問題はなく国家がその枠組みを変化させるべきだと主張する声もあるかもしれない。確かにそれはもっともらしく聞こえるし、EUなどに見られるように、国境の壁が低くなり続けていることを考えると、いずれは超国家的企業に国家が追いつくという状態が生じる可能性もある。しかし、現在のところ、グローバル化を推進する最も重要な主体は依然として国家であろう。いかに企業が多国籍・無国籍化を進めたとしても、経済活動を行う場はどこかの国内であるし、利用するインフラや社会制度は当該国が整備したものである。したがって、ある国内において利益を上げたのであれば、適正な額を税として当該国に還流させることを求められるのは当然と言える。グローバル社会において国家が主要な単位であり続ける限り、社会の根幹を成すのは国家であるのだから、企業は自身が無国籍的存在であることを理由として租税回避に邁進することは到底認められない。

以上のことより、本稿では企業が投資家利益を重視し税務コスト削減に専念することが主流となりつつある中で、あえて企業の社会貢献的側面、中でも国家社会に与える影響が非常に大きい法人税等の納税を通じた社会貢献について焦点を当てる。そして、一般的にグローバル企業と認められる上記の条件に加え、グローバルな社会においてもその基礎をなす国家という単位を尊重し、自身が経済活動を行う国や地域の維持発展に納税を通じて長期的に貢献するという“納税マインド”を備えた企業こそが真のグローバル企業であると主張したい。またそのような精神を持つ企業は市民から賞賛されるべきであって、十分な社会貢献を行っている企業として就職希望者や投資家の増加にも一定の影響を及ぼすであろうという予測についても合わせて行いたい。

2. 租税回避行動の理論的問題点

近年企業をめぐる動きとして、ステークホルダーのうち株主を最重要視するという流れがあり、株主価値最大化のために租税をコストと見なしてその削減を図る企業が増えてきているというのは先述の通りである。確かに株主からすれば租税は利益を減少させる要因でしかないため、租税を削減または回避できるのであればそうすべきだと考えるのは当然と言える。

しかしこの行動原理について、法律上の法人概念に係る理論からは異なる評価を下すことができる。つまり、租税回避行動が例え企業価値の最大化に資するとしても、当該法人についてのみの問題から法人と国家との関係にまで視野を拡大したとき、その行為は容認され得ないという結論が得られるのである。

法律上の法人概念には人為的実体説、実在実体説、集合体説の3つの説が存在する。今日の米国では集合体説、欧州では実在実体説が主流であるとされ、また日本では実在実体説が主流とされるが、近年は米国の影響を受け集合体説がそのウエイトを増してきていると考えられる。これらの学説はいずれも国家と企業の間を説明するものである。

集合体説においては、企業は株主の集合体として捉えられ、経営者による企業価値の最大化に貢献しないCSR活動は株主に対しての違法行為とされる。そのためそのようなCSR活動を担うのは企業ではなく国家であり、納税という資金援助によって、企業は国家に社会問題への責任を転嫁するのである。であれば、企業がアグレッシブな租税回避行動によって納税額を削減することは、このような企業と国家の暗黙の協定に違反することに他ならず、ここに理論的な問題が生じる。株主価値最大化という局所的な部分だけを見れば正しく思える企業の租税回避行動も、企業と国家の関係という大きなスケールで見ると、その問題点が露呈するのである。

また、実在実体説においては、企業は一個人と同様に扱われ、どのようなCSR活動も容認される。そのため納税を通じて国家に社会問題への対処をゆだねずとも、企業自身がその資金を用いて独自のCSR活動に従事すればよいように思われる。つまり当該説においては企業が租税回避行動を取ることに問題がないように思える。しかし税制度の多くは市民が

故意に租税回避を図ることで崩壊してしまうものであり、市民は国家から積極的な租税回避を行わない義務を負うことを求められるのであって、一個人と同様に扱われる企業もまたその義務を負うこととなる。したがって当該説においては積極的な租税回避行動は違法として捉えられ、ここにも理論的な問題点が見られるのである。

このように、企業が利益を最大化するために租税回避行動をとることは一見合理的であるかのように思えるものの、その実、理論的な問題点をはらんでおり、それを指摘することは、株主価値最大化を謳いアグレッシブな租税回避を推し進める経営者の姿勢に対する強力な反論となる。ここに国家による法人への課税根拠が示されたが、これは昨今の企業の租税回避問題を議論する上での重要な土台であると言えることができるだろう。なお租税回避行動における適法と違法の境界を定めることは困難であるが、その行動が租税上の動機に基づいて行われたか否かにより判断することが可能である。

3. 社会的側面から見た租税回避行動抑制の必要性

前章では企業による積極的な租税回避行動が容認され得ない理論的根拠を述べた。本章では一般的に言われるグローバル企業が引き起こす税源侵食による国家国民への悪影響、不公平な競争状況の現出、ひいては世界的な経済の衰退といった事柄について考察を加え、社会的観点からも企業の租税回避行動が望ましくないことを示す。

日本においては昨今、消費増税についてあちこちで議論される場所であるが、一方で法人税率が引き下げの一途を辿っていることや、様々な優遇税制によって企業の納税額が低く抑えられていることは、一般市民にとってはそれほど興味の対象として扱われていないように思える。消費者たる市民にとっては消費増税のほうが家計に直結する身近な問題であることを考えれば、そうであってもおかしくはない。しかし税源確保を謳って消費税が増税される中で税率引き下げや優遇税制によって法人税が減税される、つまり民の負担を増やす一方企業の負担を減らすというのは、本当に我々にとって消費増税よりも遠い世界の話であろうか。

厚労省と内閣府の発表によると、5%から8%への消費増税初年度である2014年度税収増は5.1兆円余りであった⁵⁾。一方、富岡幸雄によると、2014年時点の法定正味税率である35.4%から、政府の予定する法人税率の20%台への引き下げを行った場合の税収減は2.7兆円ほどであり、また優遇税制等によって徴税を免除された法人税額は2003年度から2011年度までの9年間で12兆円超にもなるという。これを見れば、企業の税負担を軽減した分が、実は市民の税負担増として我々に転嫁されているという構造が存在することがわかるだろう。こうして企業の負担が軽減される一方、新たな税負担が消費者に課されることとなるのである。

このような問題は日本に限ったことではない。租税回避に積極的なグローバル企業を抱える国家であればあるほど同様の問題が容易に起こりうる。例えばグーグルやアップルはアメリカを代表する超巨大企業であるが、いずれもダブル・アイリッシュ・ウィズ・ダッチ・

サンドイッチと呼ばれる租税回避スキームを利用して数十億ドル単位の租税逃れを行っていたことはあまりにも有名であろう。スターバックスはスイスへの利益移転によりイギリスでの課税を逃れてきたし、アマゾン・ジャパンは驚くべきことに日本に法人税を納めていない。また最近では米政府の租税回避規制強化によって、米製薬大手のファイザーがアラガンの買収を撤回し、買収が租税回避目的であったことを公にしたことも話題になった(6)。これらの企業が一体どのような方法で租税を逃れているのかについて本稿では詳しく言及することはしないが、重要なのは、こうした企業が国家の税源を侵食しており、その穴埋めをさせられるのは他ならぬ国民であるということである。

では、企業ではなく、消費者である国民に税源を求めることの問題点はなんだろうか。それは単純に我々の生活が困窮するということの他に、税負担の増加による国民の購買力低下によって、主に内需に頼る非グローバル企業の連鎖的な弱体化が引き起こされる一方、全世界から利益を上げることができ内需がそれに占める割合が少ないグローバル企業のみが勝ち残るといった構造ができあがると考えられることである。この問題について、企業の租税回避行動に関わるものではなく、むしろ国家の税制の問題であるとする向きもあるであろうが、企業の行きすぎた租税逃れの姿勢が税収減から始まる負の連鎖の大きな要因となり得ることに変わりはない。こうした姿勢が経済活動の場を世界に広げて無国籍化したグローバル企業ほどよく見られることは先述した通りであるが、たとえ自身の引き起こした税源侵食によって一国の経済が疲弊したとしても、すぐさま他国に利益の源泉を見出すことができるのであるから、適正額の納税を通じた国家社会の維持発展に貢献する動機が薄いことに違和感はないだろう。このようなボーダーレスに活動する大企業による税源侵食を発端として、国民は経済的に疲弊し、不公平な競争状況下で大多数の国内企業は衰退する。そして国を捨てたとも言えるグローバル企業のみが国家国民を犠牲に巨額の利益を得ることとなる。しかし最終的には、あらゆる国が二重非課税問題等の税源侵食によって経済的に疲弊し、世界経済が衰退すると共に、グローバル企業も遂にその隆盛を終えることとなるのである。グローバル化が急速に進展しつつあると言われながらも、現在のように国家を主体とする世界が存続するのであれば、グローバル企業のアグレッシブな租税回避行動から、最悪このような世界経済終焉のシナリオが描ける。したがって、国家と国民という枠組みが変化しない限りにおいて、長期的な視点に立てば、企業が国家に適正額を納税することは国家のためのみならず、世界経済の発展のために必須であると言えるのである。

また世界経済の発展といった話を抜きにしても、規模が大きく巨額の利益を上げるグローバル企業ほど様々な優遇税制や利益の他国移転等を駆使して税負担を小さくできるというのは、課税原則である応能負担や公平性に反する。公平な競争状況が存在することが我々消費者のためになることを考えると、やはり企業の租税回避行動は容認しがたい。こうして、理論的のみならず、社会的な側面からも、企業は積極的な租税回避を行わないことが求められる。

4.納税 CSR による国家社会への貢献と国民による賞賛

2 章および 3 章では企業の租税回避行動がなぜ抑制されるべきであるかということについて述べた。確かに企業が租税逃れを行わず、適正額の税金を国家に納めたとして、そのことと当該企業が真にグローバル企業であるということとは一見なんら関係が無いように見える。しかし、長期的で世界的な視点から見れば、きちんと税金を納めることはグローバル社会の発展にとって重要かつ必須な貢献の一つである。したがって、自身の短期的な利益を優先せずに率先してそれを行う企業は、“真の”グローバル企業としての要素を備えていることができるのである。

しかしながら、いかにこのような点を力説したところで、グローバルに活躍したいと思う人材が、就職先を選ぶ上で租税回避行動の有無を重要視するとは考えにくい。大多数の人間はそんなことよりも、当該企業がどんな事業を行っているか、どんな地域で経済活動を行っているか、どれほど大きな利益を上げているかなどの情報を重視するであろうし、実際それは当然であると言えるだろう。また、税金はコストであり削減すべきという見方が主流であるうちは、租税回避行動の抑制という真のグローバル企業としての要素を備えながらも、当該企業は投資家を始めとするステークホルダーからもよい評価を受けることができないであろう。

それでは、真にグローバル企業であるということと、人々からよい評価を得たり賞賛を受けたりすることとは関係が無いのであろうか。正しい行いをしながらも、それが正当に評価されないのであれば、結局短期的に自社の利益追求に走る従来型のグローバル企業しか存在し得ず、真のグローバル企業などというものは生まれてこないのではないか。このような疑問が抱かれたとしてもなんら不思議ではない。

この問題を解決する鍵の一つは、近年のコーポレートガバナンスを重視する潮流の中に見出すことができる。コーポレートガバナンスは企業価値を高めるとのことから、日本においてもコーポレートガバナンスコードが策定されるなど、市場において大きな注目を集めているのであるが、このガバナンスの重要な構成要素として CSR が存在する。CSR とは、EU によれば「企業の社会への影響に対する責任」と定義され(7、これはかみ砕いて言えば「企業が、社会のルールを守りつつ、収益を上げること」である(8 とされる。この CSR にはいくつかの段階が存在するが、そのうちコンプライアンスの遵守および社会との協調という段階において、納税は立派な CSR として捉えうるのである。つまり租税回避行動を取らず、適正額の納税を行っている企業は、CSR をしっかり行っている企業であり、コーポレートガバナンスが行き届いていると評価される。であれば、コーポレートガバナンスが重要視される現在の潮流の中で、納税による社会的責任を果たした当該企業は、投資家からの高い評価や一般市民からの賞賛を受けることとなるだろう。そうなれば、企業の利益や知名度も向上し、このような企業で働きたいとか、このような企業に投資したいと考える人間が増えるに違いない。このように、納税を単純にコストであると見るのではなく、企業価値を高める CSR の一環であると捉える考え方が広まるにつれて、租税回避による短期的な利益

追求に走らない企業が真にグローバルな企業であるとして、正当な評価や賞賛を受けるようになることを期待される。こうして企業はよい評価を獲得するため、納税に対して積極的な動機を得るのである。

5. 租税回避行動に対する国際的な批判の高まり

真のグローバル企業の出現についてのもう一つの鍵は、近年富裕層や企業の極端な節税策が報道等で明らかになるにつれ、それらに対して市民の向ける目が厳しくなりつつあるという潮流の中に見出すことができる。2012年にはイギリスでスターバックスに対するデモが行われ、またBBCのニュース番組でコカ・コーラやインテルなどが租税回避について追求されるという出来事が起きるなど、企業による過度な租税回避が市民の反感を買うことが明らかになった。また2013年にICIJが公開した「オフショアリークス」によれば、三菱商事や日本郵船、ファーストリテイリングなど、日本企業のグローバル化を牽引する大企業が多数タックスヘイブンにオフショア資産を保有しているとされ、こうした日本企業の租税回避行動は批判を受けることとなった。もちろんタックスヘイブンに資産を保有しているからといってこれらが違法な租税回避行動であると断じることはできないが、2016年4月に同じくICIJが公開し、世界中に衝撃を与えた「パナマ文書」にまつわる政治スキャンダルなど一連の事件は、節税策がたとえ合法であったとしても、もはやそのような手段を講じること自体が、市民からの激しい反感を買うことは避けられないということを示唆している。市民は租税回避行動が違法であるから批判するというよりも、倫理的に問題があるから批判するのだと考えられる。そして批判の高まりは、当該企業製品の不買運動や顧客離れによる企業価値の低下を引き起こしかねない。したがって、企業はそのような事態を避けるため、合法違法問わず、租税回避行動を抑制するようになることを期待される。こうして企業は悪い評価を避けるため、納税に対して消極的な動機を得るのである。

6. 結論 ―納税マインドによる真のグローバル企業への昇華―

本論においては、真にグローバルな企業が備えるべき要素として、理論的および社会的な観点からアグレッシブな租税回避行動を行わないというものがあることを述べた。また現在のコーポレートガバナンスを重視する潮流から、積極的な租税回避行動の抑制が正当に評価・賞賛され、人々にこのような企業に勤めたい、投資したいと思われるような企業になっていくということと、租税回避に対して人々の反感が高まりつつある潮流から、企業は批判を避けるために消極的ながらも租税回避の抑制を図るようになるということ述べた。

法人と国家との理論的關係から法人税等の課税には根拠があり、また国家社会や世界経済の維持発展という社会的要請からも、莫大な利益を生み出すグローバル企業による納税は必須事項である。そしてコーポレートガバナンスの観点からは、納税はCSRの一環であると捉えられ、サステイナブル社会の創造や長期的な利益の創出に大きな役割を果たすことから、適正額の納税は一般市民や投資家から歓迎されることになると考えられる。最もそ

のような評価・賞賛が今すぐに与えられるかという点、残念ながらそうではなく、租税はコストでありどのような手段を用いても削減すべきであるという考え方が広く受け入れられているうちは、逆によくはない評価を得る要因にすらなり得るだろう。しかし近年、企業に社会的責任を果たすことを強く求める潮流が生まれていることを考えれば、企業の納税についてより注目が集まり、租税回避を行っていない企業が賞賛され大きな利益を得るようになる日もそう遠くはないはずである。

近年、グローバル企業はますます経済活動を行う地域を拡大し、それと同時に無国籍化を進めている。そのため企業にとって一国の市場の重要性が相対的に低下し、企業は経済活動を行う当該国家社会への納税による貢献を欠くようになってきている。確かに超国家的に活動している企業からすれば、国家単位の税制はもはや時代遅れであり、それらに積極的に従う義務はないという認識があってもおかしくはないだろう。しかし、仮にこうした企業こそがグローバル時代における新しい形であり、国家制度が時代に適合するよう改められるべきだとしても、現時点から近い未来においてグローバル化を推進する主体はあくまで国家である。したがって企業の租税回避行動による税源の侵食は、国家の衰退を引き起こし、グローバル化そのものの根幹を揺るがすことになるのである。現在、一般的にグローバル企業であると言われる企業ほど積極的に租税回避を行っている事実があるが、自らの存立基盤であるグローバル社会の発展を、自らの利益を追求する余り阻害しているこれらの企業を、我々は真にグローバルな企業であると言うことはできない。グローバル企業が真のグローバル企業として昇華するためには、自身の短期的な利益追求を断念してでも、租税の応能負担の原則に基づく適正額を納税し、自身と社会とが長期的な利益を得られるように取りはからうという“納税マインド”を持たなくてはならないのである。

- 1) Samuel J. Palmisano. “The Globally Integrated Enterprise”. Foreign Affairs. 2006-6. <https://www.foreignaffairs.com/articles/2006-05-01/globally-integrated-enterprise>, (参照 2016-3-15) .
- 2) 小々馬敦. “日本企業は真のグローバル企業になれるか. なるべきか. -"真のグローバル企業”の姿”. 産業能率大学総合研究所. 2015-6-10. <http://www.hj.sanno.ac.jp/ri/page/12483>, (参照 2016-3-16) .
- 3) 入山章栄. “グローバルを錯覚するな”. 東洋経済オンライン. <http://toyokeizai.net/articles/-/57433>, (参照 2016-3-15) .
- 4) 河口鴻三. “グローバル化と国際化ってどう違うの?”. ITmedia ビジネスオンライン. 2013-1-11. http://bizmakoto.jp/makoto/articles/1301/11/news010_2.html, (参照 2016-3-17) .
- 5) “消費増税初年度、税収 5.1 兆円増 6 割を年金関連で消化へ”. 日本経済新聞. 2013-10-8. http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS0802N_Y3A001C1EE8000/, (参照 2016-4-8) .

- 6) “米ファイザー, アラガン買収計画を撤回 政府の税逃れ規制強化で”. ロイター. 2016-4-6. <http://jp.reuters.com/article/allergan-m-a-pfizer-idJPKCN0X31AW>, (参照 2016-4-6) .
- 7) “ Corporate Social Responsibility (CSR) ” . EU. http://ec.europa.eu/growth/industry/corporate-social-responsibility/index_en.htm, (参照 2016-4-8)
- 8)藤田勉. 日本企業のためのコーポレートガバナンス講座. 東洋経済新報社. 2015, 276p.

<参考文献>

- ・富岡幸雄. 税金を払わない巨大企業. 文藝春秋. 2014, 191p.
- ・ Reuven S. Avi-Yonah. 企業の社会的責任と戦略的租税行動. 古賀敬作訳. 大阪経大論集. 2015, 65, 5.
- ・ Alan M Rugman and Alain verbeke. A perspective on regional and global strategies of multinational enterprises. Journal of International Business Studies. 2004, 35, pp.3-18.
- ・ “WORLD’ S MOST ADMIRER COMPANIES” . Fortune. <http://fortune.com/worlds-most-admired-companies/>, (参照 2016-3-14) .
- ・ “Fortune 500” . Fortune. <http://fortune.com/worlds-most-admired-companies/>, (参照 2016-3-14) .
- ・ “ Financial Times Global 500 ” . Financial Times. <http://im.ft-static.com/content/images/b38c350e-169d-11e5-b07f-00144feabdc0.xls>, (参照 2016-3-14) .
- ・ “ヘイグループと米ビジネス誌フォーチュンとの共同調査 『世界で最も賞賛される企業 2015 』 を 発 表 ” . ヘ イ コ ン サ ル テ ィ ン グ グ ル ー プ . http://www.haygroup.com/downloads/jp/Most_Admired_2015_press_release.pdf, (参照 2016-3-14) .
- ・ “OECD が多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関する G20 諸国向けの第 1 次 BEPS 提言を発表” . OECD. 2014-9-16. <https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-releases-first-beps-recommendations-to-g20-for-international-approach-to-combat-tax-avoidance-by-multinationals-japanese-version.htm>, (参照 2016-4-8) .
- ・ 品川克己. “多国籍企業の国際的租税回避問題①” . プライスウォーターハウスクーパース. <http://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/tam-2013-09.pdf>, (参照 2016-3-15) .
- ・ “法人税引き下げ, 16 年度 20%台 首相官邸が指示” . 日本経済新聞. 2015-11-27. http://www.nikkei.com/article/DGXLASDE26H05_W5A121C1MM8000/, (参照 2016-4-8) .
- ・ ““租税回避マネー” を追え ～国家 vs. グローバル企業～” . NHK クローズアップ現代.

2013-5-27. <http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3353/1.html>, (参照 2016-4-8) .

・木村正人. “スターバックスに続き, コカ・コーラ, インテル, K R A F T も 国際企業の租税回避行為に批判強まる”. 木村正人のロンドンでつぶやいたろう. 2012-11-02. http://blog.livedoor.jp/tsubuyaitaro_2014/archives/1010530157.html, (参照 2016-4-8) .

・“ICIJ OFFSHORE LEAKS DATABASE” . ICIJ. <https://offshoreleaks.icij.org/search>, (参照 2016-4-8) .

・“タックスヘイブン(租税回避地) ケイマン諸島 日本の投資残高 55 兆円 多国籍企業 11 年間で約 3 倍”. 日本共産党. 2013-8-25. http://www.jcp.or.jp/akahata/aik13/2013-08-25/2013082501_01_1.html, (参照 2016-4-8)